

第 2 回

逗子市情報公開運営審議会

平成30年2月2日（金）

逗子市総務部情報政策課

平成29年度第2回逗子市情報公開運営審議会

日 時 平成30年2月2日（金）

午後2時00分～

場 所 逗子市役所5階 第4会議室

議 題

- (1) 平成29年度上半期の情報公開制度の運用状況について（報告）
- (2) その他

出 席 委 員（5名）

会 長	関 根 進 悟
委 員	稲 葉 大 策
委 員	鈴 木 良 太
委 員	島 田 達 巳
委 員	小 沢 弘 子

欠 席 委 員（2名）

副 会 長	神 田 愛 子
委 員	栄 田 美 子

事務局等出席者

総 務 部 次 長	梅 津 敏 郎
情 報 政 策 課 長 担 当 課	矢 島 小 百 合
情 報 政 策 課 長 係	内 田 典 久
情 報 政 策 課 務 員 非 常 勤 託	尾 崎 美 香

会議の公開・非公開の別 公 開

傍 聴 者 1 名

配付資料

1. 平成29年度第2回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 逗子市情報公開運営審議会委員名簿
3. 資料 かながわ市民オンブズマンからの要望書
4. 資料 情報公開ハンドブック（平成29年10月改訂版）
5. 資料 個人情報保護ハンドブック（平成29年10月改訂版）
6. 資料 （仮称）逗子市自治基本条例の検討に係る関係資料
（逗子の未来協議会レポート（平成30年1月））
7. 資料 広報ずし関連資料（会長作成）
8. 広義の情報公開と狭義の情報公開
9. 「平成29年度上半期 情報公開制度の運用状況」（事前送付）

午後2時00分開会

○**関根会長** きょう出席される方が全員そろいましたので、逗子市の情報公開運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の方の出席がありますので、第2回情報公開審議会を開催いたします。

本日は、傍聴される方がいらっしゃいますので、よろしく願いいたします。
それでは、事務局のほうから、配付資料の確認をお願いいたします。

(配付資料の確認)

○**関根会長** よろしいでしょうか。

それでは会議に入ります。

まず、議題1で、平成29年度上半期の情報公開制度の運用状況について、事務局のほうから御報告のほう、お願いいたします。

○**矢島情報政策課担当課長** それでは、平成29年度の上半期における情報公開制度の運用状況について、御説明させていただきます。

先日、送付しました資料をごらんください。

まず、平成29年度の上半期分、4月から9月までの状況ということで、9月30日現在の状況となります。

まず、上半期の1の公開請求件数と決定件数ですが、合計欄をごらんください。①の全部公開が47件、②の一部公開が7件、③の非公開がゼロ件、④の却下がゼロ件、⑤の不存在が5件、こちらの主な理由は、Aの会議等で未作成、または作成途中のものが4件となっております。それ以外が1件です。それから、⑥の存否応答拒否がゼロ件、⑦の検討中が2件、こちらは、1件が10月5日に全部公開決定、もう1件が10月4日に延長決定し、10月27日に一部公開の決定がなされております。この欄は決定がなされた月に空欄に変更しております。

⑧の取り下げが2件、こちらは、後ほど個別で御報告させていただきますが、経済観光課のナンバー54、まちづくり景観課のナンバー55です。

それから、⑨の延長が2件でした。こちらの延長については、延長件数としてカウントするため、その後に、それぞれ決定はなされてはいますが、それぞれの請求月に件数は残ります。

それから、⑩の請求件数の合計は60件ですが、全部公開から取り下げまでの

①から⑧までを合計しますと63件になりますが、3件について複数の決定となったため、合計数は一致しておりません。

それから、⑪のインターネット請求につきましては、内数になりますけれども、34件となっております。

また、⑫の口頭請求が6件ありますが、こちらは一度公開請求があつて公開決定をした情報については、既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求については、口頭による公開請求ができるということで、その場で情報を確認できるというものです。これは、条例の第9条に規定されております。この口頭請求の内訳につきましては、後ほど御説明させていただきますが、資料の14ページに内容が記載されております。

以上が、29年度の上半期の公開請求、決定件数ですが、参考までに申しますと、昨年度、平成28年度の上半期分の⑩の請求件数の合計は37件、うち、インターネット請求が4件でしたので、請求件数が昨年度に比べふえておりますが、こちらは主に、総合的病院関係の請求がふえたことによります。

それから、2の公開請求の所管別につきましては、経営企画部が7件、総務部が7件、次のページの2ページになりますが、市民協働部が11件、福祉部が12件、環境都市部が21件、議会が2件となっております。それぞれ内容につきましては、3ページから11ページに記載されております。後ほど簡単に御報告させていただきます。

それから、2ページの3の行政不服審査法に基づく審査請求はありませんでした。

それから、4の条例に基づく不服の申し出等につきましては、こちらはありませんでした。

それから、5の同一人による請求件数ということで、32件請求した方が1人、4件請求した方が2人、3件請求した方が2人、それから1件請求した方が14人で、実請求者数が19人となっております。

6のインターネット請求者の割合は、実請求者数19人のうち3人で、16%となっております。

それでは、3ページ以降になりますが、平成29年度の上半期の情報公開請求内容と決定内容について、全部公開を除き御説明させていただきます。

まず、3ページの財政課ナンバー49、こちら、ネット請求ですが、緊急財政問題関連文書ということで、平成29年8月10日から8月31日までの庁内における緊急財政対策関連会議録ということで、全部公開と不存在という決定になりました。不存在となった理由が、該当文書が作成中だったためですが、こちらの不存在になりました文書につきましては、後日、作成後に財政課より請求者に連絡をしましたが、再度の請求は現時点ではありません。

次に、同じページの一番下です。総務課ナンバー39、こちら、件名が長いので省略させていただきますが、一部公開決定となっています。公開することができない部分について7つに分け記載しまして、①から⑦ということで記載しまして、①から⑥の公開することができない理由は、第5条第2項第1号の個人情報に該当し、特定の個人が識別され、または識別され得るためとされています。

それから、⑦については、第5条第2項第3号の事務事業の実施に関する情報として公開することにより、市の権力行使が損なわれるなど、公正な執行を妨げる恐れがあるためとされています。

次に、4ページになります。

管財契約課のナンバー6については、ネット請求ですけれども、一部公開決定で、第5条第2項第1号の個人に関する情報と、第5条第2項第3号の事務事業の実施に関する情報が非公開となっております。

それから、同じページの課税課ナンバー53、こちらも件名が長いので省略させていただきますが、延長決定後に一部公開決定がなされ、第5条第2項第1号の個人情報が非公開となっております。

次のページの市民協働課、ナンバー59については、空欄となっておりますが、先ほど検討中欄の説明で触れさせていただきましたが、月末の請求のため翌月に決定となり、10月5日に全部公開決定となっております。

それから、同じ5ページの文化スポーツ課ナンバー5の請求、平成26年から同28年度までの文化プラザホールの植栽管理に関する書類①と②については、該当文書が存在しないため不存在決定となっております。

同じく文化スポーツ課ですが、ナンバー60の請求については空欄となっておりますが、10月4日に延長決定をし、10月27日に一部公開の決定がなされてい

ます。こちらにも月末請求のため、翌月に決定となっております。

次に、6ページになります。

こちらの経済観光課ナンバー54については、取り下げ決定がなされています。こちらにつきましても、所管である経済観光課と請求者の確認により取り下げとなっております。

次に、7ページになりますが、国保健康課ナンバー26については、ネット請求で、総合的病院に係る以下の文書ということで、平成29年6月1日から6月15日までの庁内における会議録等ということで、全部公開と不存在決定になりました。不存在の理由としては、作成中であったためですが、次の欄のナンバー37で、具体的な会議資料を示して、再度請求され、全部公開となっております。

同じく、国保健康課ナンバー50のネット請求による総合的病院に係る文書の請求ですが、こちらにも作成中ということで不存在決定がなされましたが、次の欄のナンバー56で、具体的な会議名が示され、全部公開となっております。

次のページに移りまして、8ページ、まちづくり景観課ナンバー22についてはネット請求ですが、こちら一部公開決定で、第5条第2項第1号の個人に関する情報が非公開となっております。

それから、次の9ページの同じくまちづくり景観課ナンバー55については、ネット請求ですが、請求者と連絡をとり、取り下げとなりました。こちらは請求対象となる文書が膨大であることが判明しまして、まちづくり景観課職員と情報公開係職員が電話連絡をしまして、結果、今回の請求は取り下げて、直接来庁されることとなり、まちづくり景観課窓口で情報提供できる部分は情報提供をし、情報公開請求の必要があれば、その段階で請求をしていただくことで同意を得たものです。この後に請求はないです。

それから、同じページの都市整備課ナンバー8については、ネット請求による総合的病院に係る文書の請求ですが、作成途中ということで不存在決定がなされましたが、ナンバー11で全部公開決定となっております。

次の10ページに移りまして、都市整備課ナンバー47については、沼間5号神武寺トンネル拡幅工事詳細設計業務委託報告書の請求ですが、第5条第2項第2号の法人に関する情報が非公開となっております。

同じく、都市整備課ナンバー51、ナンバー58については、ネット請求による総合的病院に係る文書の請求ですが、第5条第2項第2号で意思決定過程情報が非公開となっております。こちらは決定通知に平成30年3月31日以降に再請求をいただきたい旨、記載されております。

以上、平成29年度の上半期の情報公開請求内容と決定内容について、全部公開を除き御説明させていただきましたが、第5条第2項の非公開とすることができる情報については、ハンドブックの、個人情報第1号については、ハンドブック61ページから67ページに、それから法人情報第2号関係は68ページから74ページに、事務事業情報第3号関係については75ページから86ページに具体的に記載されております。

それから、資料に戻りまして、次の12ページは平成29年度情報公開運営審議会の開催状況ということで、前回の当審議会の開催状況、議題が載っております。

続きまして、13ページの情報提供の内訳ということで、こちらは市政情報広場で対応したものの内容です。上半期は2件ありましたが、内容は記載のとおりとなっております。

次に14ページになりますが、こちらが1ページで御説明しました⑫口頭請求6件の内訳となります。口頭請求の内訳につきましては、ごらんとおりですが、6件中、ナンバー1からナンバー4の4件については、過去の年度に公開請求され開示されたもので、ナンバー5とナンバー6については本年度に請求されたもので、請求者にその旨をお伝えし、口頭請求として対応したものです。

次に15ページになりますが、平成29年の4月から9月までの行政委員会、附属機関、懇話会等、庁内会議、その他の会議の事前公表の状況となります。

そちらにつきましては、条例第20条で会議の公開が規定されておりまして、運用で会議の事前公表に努めるように書いてあります。そちらはハンドブックの146ページから150ページになります。

それから、資料に戻りまして、17ページは、平成29年度上半期の市政情報広場の利用状況等となります。

それから、次のページの18ページは、17ページの3、総合案内の内訳でございます。こちら情報公開関係の主に非常勤が対応しております。この総合案内で、

2階の資源循環課の9月がちょっと件数が伸びていますが、ちょうどごみのカレンダーが10月から変わりますので、その件でのお問い合わせが多かったようです。

それから、19ページは有償刊行物の頒布状況です。こちらも市政情報広場のほうで配布しております。

運用状況につきましては、以上でございます。

○**関根会長** ありがとうございます。

それでは、議題1の平成29年度上期の情報公開制度の運用状況について、ただいま事務局のほうから報告いただきましたが、何かご質問がありますでしょうか。

何でも構いませんので。

私のほうから一つ質問です。私、今回2期目ですが、情報公開制度というものをまだ活用したことがありませんでした。実は先週、試しで、やってみました。

この中で、やっている方っていらっしゃいます。

○**小沢委員** 私は、ほかの自治体で、ですけども。

○**関根会長** そのときの感想から言うと、情報公開窓口にお邪魔して、フェイス・ツー・フェイスという形で実施されましたが、まず窓口で、「こういった内容のことを情報開示してほしい」という話をする、所管の担当の方を呼び出していただけます。その所管の担当の方と話をし、例えば、こういった資料だったらあるとかないとか、結構、いろいろアドバイスいただきながら、情報公開の目的を達成することができるというような進め方でした。意外と素人だと何を、どう請求していいかわからないという場面がありますが、上手にサポートしてもらえる仕組みとなっており、存在する情報資料であれば何らかの形で、それを見つけ出してくれる制度なのかなというふうに思いました。考えてた以上に感心したところでした。

逆に、郵送、ネットでの請求という方の件数が多いですか。私は、フェイス・ツー・フェイスだったため、特にもめごともなくうまく進んでいったという経緯はありますが、実際、ネットとか郵送の場合だと、どういう形になりますか。

- 内田情報政策課係長 請求文から請求者が求めている資料が確実に特定できる場合は、そのまま所管課で進めています。何を意図されているのかわからないときには、相手方に電話連絡をして特定していきます。
- 関根会長 方向性がわかったら、所管のほうと電話をつなぐということですか。
- 内田情報政策課係長 そうですね。基本的には所管課と請求者との間で、どういった書類がいただきたいのかということをしり合わせていただいて、それをこちらで伝える。
- 関根会長 ネットでも、一応電話ではそういう対応はするということですか。
- 内田情報政策課係長 そうです。ネットと言いつつも、実際には請求者の方と直接話すという場面、結構あります。見ただけでも何とかの契約書とかすぐに特定できるようなものがあれば、本来であれば必要ないですけども。
- 関根会長 書き方が意外と難しく、技がいるような感じですか。
どうぞ。
- 鈴木委員 今年度、前年度と、総合的病院にみな関心がありますね。32件の方が一人いらっしゃるんですが、総合病院がみんなの関心事だから多いのですかね。
- 内田情報政策課係長 そうですね。実際請求に立っている方は、この特定の方がおおむねかなり。
- 鈴木委員 ネットのアクセスは、いつから始まったんですか。
- 内田情報政策課係長 インターネット請求は、もうかなり前からですね。開示の方法は若干途中で変更になったりしたんですけども。神奈川県電子申請システム、市町村共通システムがあるので、そちらを通じて各市町村に情報公開請求していただくという形で。
- 鈴木委員 ネット請求できると、請求しやすくなりますね。
- 内田情報政策課係長 そうです。ただ、先ほど会長もおっしゃった、ネット請求の欠点は。
- 鈴木委員 意図の把握が難しいところですかね。
- 内田情報政策課係長 そうですね。
- 矢島情報政策課担当課長 インターネット請求による公開請求が、ハンドブックのほうの161ページに要領がありまして、こちらで取り扱っております。

○鈴木委員 話が変わりますが、逗子の図書館は、蔵書にない本をリクエストすることができますね。新たに購入するか、神奈川県内の図書館から探して借出してくれるんですけども、リクエストは書類で申し込まなきゃいけないんですね。鎌倉の図書館ではインターネット請求できそうです。近隣ですが、図書館システムには違いがありますね。

公開請求の場合には、インターネット請求があった方が良いでしょう。

○内田情報政策課係長 あと、先ほど総合病院の件なんですけれども、やっぱりそういった市民の方が見て、興味のおありになるようなテーマのものは、総合病院も市民閲覧用の特設ページをつくっているんですね。積極的に公開している状況です。そこでも見てわかれば請求に至らないし、もっと見たいという方は請求という形になります。

○関根会長 ほかに何かございますでしょうか。

島田委員のほうから何か。

○島田委員 特にありません。

○関根会長 よろしいですか。

もう一回確認ですが、3ページの49番、財政課の緊急財政問題関連文書というのがあって、作成中のため不存在でしたよと記載があります。その場合、不存在という紙面を出しますよね。そこには、「作成中のため不存在」というふうには書いてあるのですか。書いていないのですか。

○矢島情報政策課担当課長 書いてあります。具体的に、でき上がりの日にちが決まっていれば、それも書き込んで、「何日以降にご請求ください」なんですけれども、恐らくこれ、会議録だったので、全部公開になったのが8月10日の庁内緊急財政対策関連会議録ということで、作成中のため不存在は、8月30日の逗子市緊急財政対策本部会議の会議録だと思うんですけども、「9月22日以降ご覧になれます。」ということでお伝えしてあるんですけど、請求は来なかった。

○関根会長 それじゃ、最後まで改めて請求できますよという話はされているわけですか。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○関根会長 わかりました。

○矢島情報政策課担当課長 文書にしています。

○関根会長 ありがとうございます。

稲葉委員のほうから何かございますでしょうか。

○稲葉委員 ございません。説明いただいたので、理解しております。

○関根会長 小沢委員のほうから。

○小沢委員 ありません。

○関根会長 きょうは大分皆さん消極的で。控え目に。

先のほうに進ませていただきます。

このあと、議題2のその他というところに入りますが、本日はその他の項目がいろいろありますので、事務局のほうから報告のほう、お願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 それでは、議題2のその他ですけれども、4項目ほどあります。

1つ目が、かながわ市民オンブズマンからの要望書について。2つ目が、情報公開ハンドブック、個人情報保護ハンドブックの改訂について。それから、3番目が（仮称）逗子市自治基本条例の検討状況について。4番目が情報提供の推進についてということで、以上の4項目になりますが、1つずつ御報告して、その都度ご意見をいただくという形によろしいでしょうか。

○関根会長 どうぞ。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。それでは、その形で進めさせていただきます。

1点目は、資料でお配りしました、かながわ市民オンブズマンからの要望書について御報告させていただきます。

当審議会の会議は開催回数が少ないため、10月末の文書ですが、遅くなりましたが、今回の会議でお配りさせていただきました。

こちらの要望書は、情報公開運営審議会委員宛てとなっておりますが、市長宛てでも同様の要望書が届いております。

神奈川県内の自治体に同じ文書が送付されていることと思います。

かながわ市民オンブズマンは、そちらにも記載されていますが、県内において自治体における情報公開の推進等を求める活動を行われている市民団体です。

内容については記載のとおりですが、要望の趣旨において、市長に対し、次

の2点について建議することを要望されています。

1点目は、公文書管理条例制定に関する要望。

2点目は、電子的記録を情報公開条例の対象物とすることについての要望です。

要望書に記載されていますが、公文書管理条例を定めている自治体は、県内では相模原市と藤沢市のみです。本市では、文書管理規則が制定されており、そちらの運用となっております。

それから、電磁的記録の要望につきましては、主に会議録作成のための録音データ等の取り扱いについての要望となっております。

神奈川県及び県内の市町村において、会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録については、「公開の対象から除外する」という規定が設けられていると記載されていますが、本市は、そちらの規定は設けておりません。

以上が要望書についての御報告となりますが、小沢委員がこちらの内容についてお詳しいので、不足している部分がありましたら、少しお話をさせていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○小沢委員 実は、このかながわ市民オンブズマンという市民団体にかかわっているものですから。ただ、今回、要望した側として御説明するのは不適切だと思いますので、一般的な、書かれている内容についての、一般論としての説明を補足させていただきます。

2点の要望があるんですけども、1つ目の公文書管理条例を制定してくださいという要望についてなんですけど、今、日弁連、日本弁護士連合会などでも、自治体の公文書管理を条例化してくださいということは、かなり弁護士会としても強く力を入れているところです。

御存じのとおり、国のレベルでは、公文書管理法という法律が平成21年に制定されております。それは、国の公文書の管理について定めたものではあるんですけども、その法律の中で、地方自治体においても、この公文書管理法の趣旨にのっとり適正な管理をするような制度をつくってください。それに基づいて実施してくださいというふうな条項も入っております。

条例をつくれとまでは書いてないんですけれども、公文書管理法と同レベルの管理をしてくださいということが、法律の中での要請でもあるかなと思います。

ただ、神奈川県内でも、今お話しありましたように、今のところ神奈川県にも条例はありませんし、市町村レベルでいうと、相模原市があった。それから藤沢市は1年ほど前につくったというふうなレベルです。

先ほど逗子市では、公文書管理の規則ということで、規則があって、規則に基づいて公文書管理がされている。それじゃなぜ不足なのかというのが、当然疑問として出てくるかと思うんですけれども、弁護士会などが条例で規定したほうがいいですというふうに御意見を申し上げているのは、一つは、条例と規則って位置づけが違う。公文書管理規則ということになると、その規則の目的というのは、行政の側が文書を管理することによって、事務手続が適正にできる。効率的にできる。行政内部の効率化の観点からのものなんです。

それに対して、条例ということになると、市民の権利義務というものを定める公文書について、市民に対する責任として適切に作成し、適切に管理するというふうな観点が出てくるということで、条例化が必要であろう。

あと、もう一つは中身のことで言うと、規則ということになると、とにかくどういうふうに作成して、どこに保存してという、事務的なところを定められるんですけれども、条例ということになると、そもそも、どんなものを文書化しなければいけないのかというところから問題になってくる。

公文書管理法ですと、経緯も含めた意思決定の過程等が合理的に跡づけられるものということで、重要な意思決定の過程が、後で公文書でわかるように文書をつくりなさいというところから定めている。その後、保存して、何十年か保存して、行政上の文書としては使わなくてもよくなったものを歴史的な文書としてどう管理するかとか。それについて、市民がどのようにそれにアクセスできるのかとか、そういったことも求められているというところで、単なる規則で定めるのと、条例化するのでは違いが出てくるだろうというのが弁護士会の考え方です。

それが1点目で、2点目は、逗子市の条例では、特に問題になるような規定はありませんので、余り逗子市には関係ないんです。ただ、注意的に申し上げ

ますと、この2番の要望というのは、会議録の作成のための録音テープを、とにかく公開しなさいよということを言っているわけではないんです。

公文書の公開ということになると、まず行政文書に当たるか当たらないか。そもそも、対象になるかならないかという問題と、それが、保存期間がどのくらいなのか。例えば1カ月なのか、3年なのか。保存期間の問題と、それからさらに非公開の理由があるかどうか。例えば、事務事業の支障になるとか、個人情報が入っているとか、そういう3つの観点から公開されるかされないかが変わってくるわけですがけれども、最初の入り口の段階で、公文書、行政文書に当たるか当たらないかのところで除外してしまうのはおかしいのではないかとというような意見が、この要望の2つ目ということになります。

こちらからの補足の説明は以上になりますが。

○**関根会長** 何か質問とか、わからないところとか。多分わからないこと、結構あると思いますが。

○**小沢委員** ちょっとすみません。説明が分かりにくいと思いますが。

○**鈴木委員** 議事録の作成のための録音テープは、含まなくてもいいとのことですか。

○**小沢委員** 基本的には、行政文書として含めて対象に。一応、公開の対象にはしてください。対象にした上で、それぞれ対象にするのであれば保存期間を、また条例とか規則で定めるわけだから、保存期間がどのくらいなのかという問題がある。請求したときにあるんだとすると、一応、対象にした上で、非公開にする理由があるかないかというのを判断して、なければ出してください。あるんだったら、もちろん、それは非公開ということになるんだけれどもという。それを求めているんです。

神奈川県の場合は、中身の話がどうか、存在するかしないかにかかわらず、とにかく、保管していても行政文書に当たらないので、不存在決定を出すというのが神奈川県の条例、規則の考え方なので、それは規則の制定の仕方として問題があるのではないかとということを言っている要望になります。

○**鈴木委員** 録音データを厳しくされると、とんちんかんなことを言えなくなりますね。

○**関根会長** 確かにそうですね。小沢委員のほうに2つの方向性から聞きたいこ

とがあります。文書であれば、個人情報、個人の名前等は、あらかじめ、この人がこれを言ったことによって、仮に何か被害等の問題が起こる可能性がある場合、発言の削除や修正で、そのことをあらかじめ防ぐことはできますよね。

テープの場合だと、そのテープを修正するのは結構大変だと思います。そうしていった場合に、個人情報保護という観点から考えた時に、一つは、小沢弁護士という立場から聞きたいのと、あともう一つは、ポジションが違う、かながわ市民オンブズマンの立場から、意見聞きたいなと思います。

○小沢委員 これは、両方とも別に齟齬はないんですけれども、例えば、情報公開、逗子の場合はないんですけれども、情報公開の審査会のほうで何か案件があつてとか、あと、個人情報保護の審査会などがあつて、個人情報が使われているという場合について、その録音テープに対しては、「個人情報が含まれているので非公開です」という決定をすることについては何も問題がない。むしろ非公開決定すべきであつて、そこだけ、よくテレビなんかである、びーつと入れて、そこだけ聞こえないように加工してくださいということをお求めているわけではないんです。

個人情報が含まれている情報について、部分公開をするべきなのは、公開するものと、公開しないものが容易に区分できる場合には、容易に区分して公開してくださいということなので、録音の場合は容易に区分できないという場合がほとんどでしょうから、その場合は、部分公開してくださいということをお求めているという趣旨では全くないです。

○関根会長 難しい言葉並んでいるので、全部理解できていないのですけれども。例えば、録音データがありますよね。それを書き起こします。書き起こされていけば、別にこのテープというのは、公開する必要はないということでもいいですか。

○小沢委員 いや、そうではなくて。

○関根会長 そうではない。

○小沢委員 公開する必要があるかどうかという話より、「公開の対象になる行政文書として扱ってください」ということなので、行政文書として扱うということと、実際に公開するというのは、また別なハードルがある話なので。

それで最初に申し上げたんですけれども、公開してくださいというふうに、

そう言っているわけではなく、一応、公開の対象となる行政文書として扱って
ください。扱った上で、非公開理由があるかどうかを検討してくださいという
話になります。

○**関根会長** この件に関して、反対も賛成もしていないのですが、よくわからな
いのですが、テープがあることのメリットというか、何でこのテープが必要な
のですか。

○**小沢委員** そもそも会議の公開というのが、情報公開の一つの中身として、会
議の公開について定めていますよね。

会議の公開ということになると、今のように傍聴者の方が直接来てくださっ
ているというのが、一番公開としてはいいんでしょうけれども、なかなか皆さ
んが来れるわけではない。それから、場合によっては、教育委員会なんかだと、
すごく傍聴者が、希望者が多くて、みんなが入り切れないなんてこともある。

そうすると、実際に会議を公開して傍聴していただくということを補完する
ものとして、もちろん、会議録というのも一つの補完材料だけれども、録音テ
ープがある。じゃ、会議録と録音テープ比べてみたら、同じかというと、通常
会議録ということになると情報量を絞り込みますよね。例えば言いよどんでい
るところとか、「えー」とかという言葉は削除したりしますので、そうすると
情報量としては、会議録よりは録音テープのほうが情報量が多いので、会議録
が公開されても、より情報量が多いものが欲しいという市民のニーズは高いと
いうことです。

○**関根会長** 密室性と、それから情報量の担保ということですね。この2つとい
うこと。

○**小沢委員** 密室性。

○**関根会長** 要は、非公開でされる可能性もあるから。

○**小沢委員** 非公開でされているものについては、対象になっても、中身は事務
事業の差しさわりのなるみたいなことで非公開になるかなと思うんですけど
も。

○**関根会長** じゃ、公開であることに対してだけテープということですか。

○**小沢委員** そうですね。そもそも、公開の対象となる行政文書の類型には入れ
てください。その上で、公開、非公開の判断する。この逗子の条例だったら5

条の個人情報とか、事務事業情報とか、そういうものに当たるか当たらないかを判断してください。２段階なので、会議自体が非公開になっているものについては、録音データも、非公開になる場合が一般的には多いのかなと思いますので、そういう判断はあるでしょう。

ところが、もともと行政文書から除外するということになる、話し合われている中身が公開されているものであっても、そもそもテープは対象外。物としてもあっても不存在になるわけです。

○**稲葉委員** テープを文書として公開するというか、そういう扱いをしている自治体とか、いろんな機関はたくさんあるんですか。

○**小沢委員** たくさんあります。まず一つは、国は情報公開法に基づいてやっているわけですが、国の場合は、録音データも行政文書に含まれていますので、基本、公開の対象になる。

もちろん中身が非公開事務であれば非公開のものもあるし、公開できるものは公開するということになっています。

それから、神奈川県内においては、県と同じような規則になっているところも多いんですけども、それ以外の、例えば横浜市とか、川崎市とかということについては、神奈川県と同じような規則はありませんので、録音データについても情報公開制度の対象になるということで、公開されているものもあります。

よく争いになるのは、教育委員会の会議なんです。教育委員会の会議というのは、御承知のとおり地方教育行政法で、会議は公開であるのが原則であるということで、傍聴希望者も多いしということになりまして、教育委員会議の録音データの情報公開請求というのは結構あります。

ちなみに、横浜市さんとか、相模原市さんなんかは、傍聴者が録音することも認めているし、あと、岩手県さんは、ウェブ上で音声データが誰でもチェックできるんです。ですから、きのうの教育委員会議の録音をかちゃかちゃってやると、音声で、パソコンで誰でも聞けるというふうなところもありますので、市民のニーズとしては、そういう面ではあるということ。

○**関根会長** 先程、鈴木委員のほうから、「何か話しにくくなるよね」という話がありましたが、意見が出にくくなったりとか、ありませんか。

- 小沢委員 もしも、それで意見が出にくくなるような。中身も、会議にもよると思うんです。議題にもよるし、メンバーにもよるかなと思うんですけれども。確かに非公開理由になるか、ならないかというところでは、率直な意見交換ができないとか、自由闊達な議論ができないとかという理由で、行政文書には当たるけれども、事務事業の支障になるから非公開という判断は、それは論理的にある話だと思います。
- 鈴木委員 要するに、土俵の枠を自分たちでそれぞれ決めるなということですね。
- 小沢委員 そうですね。
- 鈴木委員 公開・非公開は、土俵の枠の中から決めてくださいという話だと思いますけれども。
- 小沢委員 おっしゃるとおり。そうですね。
- 鈴木委員 テープは案外不親切、最初から全部聴かなきゃいけないので、さっと読めないんですね。本当はテープを公開するなら、議事録はなしでもいいというぐらいのところまでいけば、効率化にもなるんだと思うんですけれども。
- 小沢委員 でも、やっぱり両方ともないと、という感じなんですよ。
- 関根会長 情報発信の専門家の島田委員のほうから、ぜひ何か。
- 島田委員 例えば、電磁的記録にこれは限定されていますけれども。それも録音テープに。そういう意味では、USBだったり、ハードディスクにも文書はいろいろ入るんですが、そっちは別に入らないんでしょうか。
- 小沢委員 いえ、実は、2番目は、具体的な問題を抱えているのに発して、その周辺だけを、要望書の中に入れたという経緯があるので、先生がおっしゃるように、媒体に限らず、電子的とか、電磁的なものについて、基本的には対象になるということが望ましいということかなというふうには思います。
- 関根会長 情報公開係としては、この件に関しては、何か私的なご意見、構わないですけれども。何かありますでしょうか。
- 矢島情報政策課担当課長 会議録の作成に関しましては、ハンドブックに会議録の作成に関する指針というのはあるんですけれども、やはり市の職員は、どちらかというと、会議録を作成するために、こちらのデータとして保存をして、それで会議録作成の手段、補助的手段としてとっている部分が多いと思うんで

す。保存期間について、やはり、それぞれの所管が必要性を判断してやっている部分がありますので、これについては課題と考えております。

ですので、組織において業務上必要なものとして保存されていれば、当然、情報公開の対象になると思っっているんですが、会議録は、こちらの会議は年2回なので、会議録をご承認いただいているという形じゃないです。もう一つの個人情報の運営審議会は、次の会議で承認をいただいてからホームページに載せるという形でやっていますので、それが終わった後は、基本的には上書きをしてもいいのかなと思っっているんですけども。

ちょっと、保存方法については、USBとかに保存はしていません。パソコン上に保存をしまして、誰でも見れる形ではない保存ですけども。保存年限が、じゃ一緒に、紙と一緒に廃棄されているかどうかという確認はしたことがないので、この辺は課題だとは思っっております。

○**関根会長** これは小沢さん、送ってみて、ほかの神奈川県各市町村は、どんな反応なんですか。

○**小沢委員** これ自体を送るときに、この要望について直接答えてくださいというようなお願いをしていないんです。むしろ、こういうものを検討していただくのについても時間がかかるだろうから、来年度末ぐらいに、ちょっと改善状況について、もう一度調査させていただきますので、よろしく願いしますという感じです。

それから、繰り返しになりますけれども、要望事項の2のほうは、逗子市は、そもそも変えてくださいという対象にはなっていないので、むしろ、今の現状で、特に問題ないと思っっていますので。

むしろ、逗子市に対しては、条例、公文書管理を条例化してほしいというところにウエートを置いたような要望になるかなと思います。

○**関根会長** わかりました。

ほかに、何かございますでしょうか。

特に大丈夫ですか。

どうぞ、稲葉さん。

○**稲葉委員** いろいろな会議で、議事録として署名人がいて、議事録署名人という形で押印して残すものが、一応、その会議の正式な記録だといって、一般に

通用していますよね。そのときに、これとは違うというとおかしいけれども、そのときに、そういう場合に、このところはどういうふうに扱うんですか。

○小沢委員 まさに、今、稲葉委員がおっしゃったところが録音データを公文書として扱わないところの主な論拠になっているんです。

ではあるんですが、教育委員会の会議でも、会議録は、確定した会議録が正式なものであるということなので、それはそう取り扱えばいい。録音データは事実としてあるわけで、事実としてこういうものがあつた。だけれども、最終的にはこうまとめたという。それがむしろ経緯も含めての過程なんだろうと思う。過程を明らかにするということになるろうかと思しますので、両方ともあることについては、特段問題はないかなというふうにも、理論的には考えられると思います。

○関根会長 矢島課長と内田係長には、今の意見を少し参考にしながら考えていただければと思います。

それでは、その他の、次2つ目ですか。

○矢島情報政策課担当課長 2点目は情報公開ハンドブック、個人情報保護ハンドブックの改訂版についてです。

内田係長に御報告させていただきます。

○内田情報政策課係長 それでは、おそくなって申しわけありません。情報公開ハンドブックと個人情報保護ハンドブックが新しくされましたので、今回こういう形にさせていただくことで、改訂、お持ち帰りいただければと思います。

昨年10月に改訂しましたが、改訂の理由は先般の会議でも御説明しましたが、昨年4月に機構改革があつたことにより、課名変更が発生したことが、主な変更理由となっています。

情報公開ハンドブックにつきましては、機構改革によるものがほとんどです。それから、個人情報保護ハンドブックについては、機構改革に加えまして、マイナンバーに関する、いわゆる番号法ですね。それが一部改正されたことによるものとなっておりますので、よろしく申し上げます。

前回、審議会でも御報告をしたんですけれども、昨年4月に機構改革がありまして、今まで私どもおりますのは情報公開課というセクションなんです、現在、情報政策課の中の情報公関係として再編成になります。そういった理由

によって機構変更がされました。

例えば、一例を御説明しますと、情報公開ハンドブックの26、27ページ当たり、お開きいただきますと、情報公開審査委員規則というのが入っております。こちらのほうの、例えば26ページの一番下、第5条の「情報政策課によって処理する」となっております。今まで情報公開課のところです。

それから、次のページの公印マークあたりのところで、「前項の公印は、情報公開制度を所管する課長が」ということで、このあたりは総務課の表記とすり合わせがあったんですけれども、情報政策課担当課長と情報政策課長のところと、課長名の変更が出ております。

同じようなパターンで、この先もハンドブック出てまいりまして、一番量的に多かったのが、解釈運用基準の変更なんですけれども、一例といたしましては、98と99ページあたりをご覧ください。第9条関係。公開請求手続というページがあります。例えば98ページの運用と書いてあります。(1)のところの最後のくだりで、情報提供できる場合は、情報政策課で対応できるものを除き各所管で対応するものとする。

同じように、隣の99ページの下段のほうに、片仮名のカと書いているところがありますが、前記オにおいて作成した請求書の写し2部のうちから、1部を情報政策課で保管しておくという形で、新しい課にさせていただきました。

ハンドブックの最後のほうにいきますと、情報公開請求のフローチャートとか、流れとか、そういったところも最後に加えました。このあたりも随所に変更させていただいています。

同様の理由で、個人情報保護ハンドブックの改訂をさせていただきましたので、御報告をさせていただきます。

簡単ですが、以上です。

○関根会長 何かご質問ありますでしょうか。

話は変わりますが、多分、4月から合流された鈴木委員、稲葉委員は御存じではないかもしれませんが、今、情報公関係というのは、情報政策課の中の情報公関係という形になっています。

以前までは、情報公関係ではなく情報公開課でした。ことしの4月から情報政策課と情報公開課を合併させて、その中で、情報政策課として情報公関係と、

それから情報政策係というものに組織変更させています。

○稲葉委員 この前、御説明いただきました。

いろいろ何かご意見が出たけれども。私は、組織はスリム化されるのはいいことだということは申し上げました。

○関根会長 そうですね。意見が二分したような形ですね。

その後、今、10カ月間ぐらい新組織で運用しているのですね。

○矢島情報政策課担当課長 はい。もう、10カ月たちました。

○関根会長 そうですね。委員長として、あの席上で少し啖呵を切りましたが、何かやりにくいこととか、ちょっと問題点とか、そういう事がないでしょうか。情報公開運営審議会としては、今後も継続させ、見ていくという話は、私は大きな声で言ったつもりです。

この情報公開というものは、民主主義の根幹であり、組織のスリム化というのはあったとしても、この情報公開というものが位置づけとしてこの様な組織体制に変わったというのはどうかなという思いはあります。また、こうなってしまった以上は仕方がない。ただ、引き続き厳しい目でこのような組織体制を見ていこうかなと思っていますが、問題点ないですか。

○矢島情報政策課担当課長 課としては、私たちは、そのままそこにいますので、やる仕事は変わってないのですね。課で、同じ課なんですけれども、ちょっと場所が離れてしまっているの、そこら辺はちょっとなかなかというのと。仕事の内容的にも連携をとらないといけない場面もありまして、同じ課になったメリットもありますし、今、状態的にはばらばらに分かれていますので、なかなかやりづらいという部分もありますけれども。

○関根会長 私が一番、今気にしたのが、矢島さん、課長が担当課長という形ですよね。一応、課長は課長なんですけれども、ほかの課との横の調整があるわけですよね。そのときに課長だと担当課長なわけです。要は、もっと言えば係なんですよね。そこは。係がほかの課と対等に接して行って、「情報公開これしてね」とか、「あれしてね」とかということに関しての交渉に何か影響は出ていないのですか。

○矢島情報政策課担当課長 特には。担当課長は、今一緒になっても、情報公開と個人情報の部分については、情報政策課長は権限がありませんので、そ

の部分については、もとからいる古い職員です。

○**関根会長** 多分、そういう可能性が出てくるのではないかなと、私は思った。

○**矢島情報政策課担当課長** 情勢は察していただいていますけれども。だんだん人が少なくなってくると、やはり、今2人でやっている、もう一人、きょうお休みさせていただいていますけれども。正職員が少ないものですから、なかなか何か立て続けると大変で、こういった審議会を抱えていますと、会議に出席してしまいます時に、窓口に正職員もおりませんので、そこはちょっと心配になります。

○**関根会長** 笑顔でいつも業務をやられている。ちよくちよく用事があった際に、係の窓口に顔を出していますが、表情をみている限りでは今のところ、その辺は問題なさそうだなと思って見ていますけれども。何かあれば言ってください。

○**矢島情報政策課担当課長** ありがとうございます。

○**関根会長** ハンドブックの関係、何かご質問とか、ありますでしょうか。

特にないですか。

そうしたら、その他の3番目もあるのですかね。

○**矢島情報政策課担当課長** 3点目は、(仮称)逗子市自治基本条例について。過去の会議でもお話しさせていただきましたけれども、市民が主役のまちづくりを進めていくための基本条例を定めるものとしまして、平成30年度の制定を目指して検討してきました。

条例の検討に関連しまして、情報公開制度の視点、個人情報保護の視点での検討もあるということで、検討会には私、課長が、ワークショップには係長が参加してきました。

当初の予定では、ワークショップを後追いしながら並行的に学識者を交えた検討会を開催しまして、ワークショップは今年度中に終了、検討会については来年度も検討を続けるとしておりましたが、財政状況が厳しく、来年度以降の検討会の開催が難しくなり、現段階では今年度中に検討会が数回開かれ、検討会としては一定の検討を終える予定であるとのこと。

検討会での検討内容を当審議会で報告し、ご意見をお聞きする機会があると思っていたのですが、集中した検討となるため、検討会で審議された内容を委員の皆様へ、その都度ご報告する機会がなくなります。

今後のスケジュールは、これからとなりますが、当審議会も年2回の開催予定で少ないため、どのくらいかかわっていけるのか、現在では不明の部分もありますが、できるだけ委員の皆様には情報をお伝えできるように対応してまいりますので、よろしく御理解、お願いいたします。

資料でお配りしましたが、そちらは前回のワークショップで議論された内容となっております。

以上です。

○**関根会長** 特に何もありませんかね。

その他ありますでしょうか。

どうぞ。

○**矢島情報政策課担当課長** それでは、4点目は関根会長が資料を作成して下さっていますけれども、条例第22条に情報提供の推進について規定されております。ハンドブック153ページと154ページになります。

その中で、「実施機関は市民が必要とする情報を的確かつ容易に利用できるよう広報誌等の改善に努めなければならない」と書いております。過去の審議会でも、広報ずし、ホームページなど、情報提供について意見を述べられた委員が多かったように思います。

最近、情報公開という言葉をよく耳にすることと申しますが、辞書からの引用になりますが、情報公開制度は、広義では行政機関などが保有する情報を外部に公にする全ての制度をいい、狭義では、行政機関などが保有する情報を請求に応じて開示することを行政機関などに義務づける制度を意味しています。

情報提供と情報公開の関係について、他市の資料を参考に、例示となりますけれども、広義の情報公開と狭義の情報公開について、市民からの求めによるか否か、任意的か義務的かなどの視点から分類した資料を御用意させていただきました。

対象者からのイニシアチブは行政か、請求者かなどもによっても分類することができると申します。

また先ほどお話しにもありましたように、会議の公開について、第20条、こちらハンドブックの146ページになりますけれども、この表にはありませんが、

無形の情報公開ということで、会議の原則公開が記載されています。

以上、事務局から先にお話しさせていただきましたが、会長のほうから資料に基づいて何か。

○**関根会長** まず、153と154ページのところの（3）広報誌などの改善というところがありまして、緑色のほうのアのところですか。154ページ。アのところ、「実施機関は、広報ずし、市のホームページ等による情報提供について、市民が必要とする情報を的確かつ容易に利用できるように改善に努めなければならない」。イとして、「広報誌等による情報提供が情報公開制度上の重要な事項であるとの観点から、審議会に」。この審議会というのは、この審議会のことね。

○**矢島情報政策課担当課長** そうです。

○**関根会長** 「審議会に、広報誌等の情報提供のあり方などについて、定期的に諮問し、その答申に応じて改善を図るものとする」。ウとして、「審議会は前記イの諮問に応じるほか、広報誌等の改善について独自に調査するとともに、市民からの提案がされた場合についても審議をし、意見を述べるができる」というようなことがハンドブックに書かれていて、こちらの「広報ずしを皆さん読んでいますか」というのを見ていただきたいのですが、皆さん、これは完全に私の、私見です。合っているかもわからないし、間違っているかもしれないし、ここはもう皆さんの独自の考え方を、今後考えていただければなどというふうに思っているのですが、実は、この中で、広報ずし、結構読まれている方って、どれぐらいいらっしゃいますか。

○**稲葉委員** 読んでいますね。

○**関根会長** 多分、ここに出てくるメンバーは、広報ずしでこの告知見ているので、多分。見ているのですよね。

○**稲葉委員** 家内なんかも読んでいますし。

○**関根会長** そうですよ。

実際、逗子市のアンケート結果がないのでわからないのですが、ある市町村の、広報誌ではなくて市議会誌の閲読率というのが、60代で3割、50代で1割以下という調査結果が出ていて、広報誌のほうも、ここまではひどくないにしても、恐らくそんなに大きく変わらないのではないかなというふうには思っ

いて、そうすると、次のページなのですが、そもそも、広報誌って何なのかという疑問が出てくるわけなんです。これだけのお金をかけて、情報量も結構あったりとかして。

広報誌のコンセプトというのを何でつくっているのだろうかという疑問が生じます。市の方とか、いろいろ話す機会があり聞いていると、広報誌を使って「伝える」ということが、意味合い・目的として大きいような感じがしています。

実は、きょう休まれている委員の方2名からも、それから、新しい方が合流する前の会議の中でも、この広報ずしに関して賛否両論の意見が聞かれました。他市に比べて、他区に比べて非常によくできているというふうに言われる方もいる。私も逗子に住む前は世田谷に住んでいたのですが、世田谷区よりも全然広報ずしのほうがよくできていると思っています、正直。褒めてしまうくらいよくできている。

でも、逗子市民の方の中には、「これは全然読みにくい」とか、「わかりにくい」とかという人も相当数いると考えられ、どっちが正しいか、正直いってわかりません。

ただ、内容としては悪くないのだろうなというふうに思いますが、市民にきちんと伝えられているかは別です。例えば先程内田さんから、総合病院の誘致に関しては特設ページ、ホームページができていたという話ありましたが、実は私、これ知らなかったです。

ほかにも、今回いろいろあり、情報公開制度、私も利用しましたが、この情報公開制度を知っている人がこの前20人ぐらい集まっていた、実は、私と家内ぐらいしかいなかったというのもあり、市民全員に情報公開制度の存在そのものが知られていないというの、実際あるんですね。

つまり、広報誌がそもそも伝えるという目的でつくっているから、こういう結果になってしまうのかなと思っていて、ここって実は伝えるだとか、それから共感を得るようなことを目標にするだとか、何か市民が能動的に動くような動機づけを与えてあげるような、そういう目的意識をつくっていかないと、ただ単に伝えるだけ、報告するだけという形になってしまうと、これは広報誌の本来の役割を果たしていないなと思っています。

目標とするものとして、シビックプライドの醸成というものも考えられて、財政がなかなか厳しい中で、市がふんだんに福祉、子供など、今回4月からそういったものが、予算がカットになるようですが、そのような状況下では、当然、地域住民の助け合いということに頼っていかないと、逗子市だけでは運営できていけないと思われれます。

そうしたときに、市民がばらばら、ないしは市民がこの逗子市に対して、プライオリティーを持たないというか、好きになれないだとか、自分たちが逗子に住んでいる誇り、そういったものを持ってないと、なかなかうまくいくことはないと思います。ということは、まずはこの広報誌の役割として、逗子市民に逗子のことを好きになってもらう。逗子のことを自慢できるような、そういう気持ちになってもらうとか、そういったシビックプライドというものをつくっていくということが、まず第一段階になるのではないかなと思っています。それが無い限り、ステップ2、ステップ3と上げられるわけなくて、それがもしできてくれば、今度、問題解決に向けた官民と、それから地域住民の協力体制という方向に持っていけると考えており、これができるようになってくれば、今度は地域に寄り添った住民同士の弱い人、それから強い人も含めての共生とか——共生って共に生きるですね——それから、個々の生活、医療、子育て、高齢者対策の向上ということにつながっていくのだろうと考えます。とにかく「伝える」ということじゃなくて、「伝わる」、「動機づけ」、「共感」というものが広報誌の役割になってくるのかなと思っています。多分、この目的の部分で、広報誌が良い、悪いというふうに感じてしまうのか、それとも根本的な問題なのか、まだわかりませんが、一応、この意見提示は、私の。正しい、間違っているは別として、とりあえずここで意見を言うことによって、今後、皆様からいろんなアイデアや意見が出てくるようなたたき台という意味合いを持っていただければいいのです。

何か意見、ございますでしょうか。

○島田委員 会長が、市民が愛着持つ、誇りを持つ。これ、おっしゃっていること非常に大事で、今後の自治体の方向性だろうと思うんです。

その場合に、会長、今、広報誌を手掛かりに言われているんですけども、こういうのは広くシティプロモーションといいます。市をどうプロモーション

していくかという、そういうマーケティングという側面からいろいろと研究されているんです。

ですから、そういう観点から、総合的に、市としては、どういうふうに持っていくかということだろうと思います。

ただ、紙の媒体。僕はこれ見てないですけども、割合よくつくられていると思います。これは、広報誌の一つの媒体です。

実際は、いろんなホームページであれ、それから市民との関係で、どうかかわりで市民に対して伝え、それからフィードバックを行っていくか。

特に最近紙の媒体よりもインターネット。とりわけ、例えばSNSを今後どう扱っていくか。フェイスブックやツイッター、その他ありますが。今風では、インスタグラムはどうか。

そういう体系として、やはり取り組むべき課題だと思います。そういう場合には、逗子市のトップの姿勢が大変重要だろうというふうに思いますけれども。

○**関根会長** ありがとうございます。

ほかに何か、ご意見とかございますでしょうか。

○**稲葉委員** やっぱり、いろんな電子的なやつを使っている人がどのくらいいるかもあると思いますし。やっぱりアナログで、紙でという人というのは、それなりに大切なことだと思っています。

実際に、50代の方が1割以下というデータがありますけれども、逗子の場合にはもっと読まれているんじゃないのと思っているんですけども。いろんな人に聞いても、これはこの前あれに出ていたあの話とか。いろんな同年代の人なんかで話をするとき、これに出ていたああいうことがあったけれどもどうなのとか、そういう話があるとやっぱり。それはこれを見ているのなかというふうに感じていますが。

したがって、今おっしゃったことで、単なる、むしろいろんなことをお知らせするというか、それだけの媒体としても、僕はいいんじゃないかと思って。ちょっとシビックプライドを無理やり、皆さんに持ち上げてもらうというか、そこまで考えなくてもと思いますけれども。消極的ですか。

○**島田委員** いや、そんなことはありません。

○**稲葉委員** それは、いろんな意味を持ってもらえれば、もっといいですよ。こ

これは非常によくできていると思っています。ほかの、ちょっと差し控えるけれども、ほかの市のものよりはいいなと思っています。

○**関根会長** 実は私、広告代理店にいたことがあり、広報・コミュニケーション・ブランディングの仕事を経験しています。

広報・コミュニケーション・ブランディングには、費用というものが非常にかかるんですね。市民に対しての告知、何か協力を得るというものに関して。市でできることの手段は限られていて、今あるものを有効活用していくしかありません。もしくは電子媒体という形になっていくはずです。

そうしていくと、せっかくある広報誌というものを何らかの形で有効活用していかないともったいない、広報誌ってやっぱり全世帯に配られるものなので。全世帯の人は、唯一何もしないで受け取ることができるツールです。インターネット媒体とかでは、自分から接するような行動をしていかななくてはいけないので、どうしても入り口としての役割がむずかしい。やはり今後、ご高齢の方がふえていくとか、何かあったとき、独居老人の方も、多分今後多くなるだろうし、そうした地域の見守りだとか、そういったことをやっていくことになると、やはり何らかの、地域としての密着性というものが、結構重要になるのかなと思っています。結構、逗子は、他の市区町村に比べると、そういう見守りとか、盛んに行われているという、もしかしたらいい線までいってないけれども、若干、ほかよりは進んでいるような感じ。いかがですか。そうでもないのですか。

○**矢島情報政策課担当課長** ちょっと明確には。

実は、自治会のない地域があるんですね。

○**関根会長** まだ逗子はあるんですね。自治会がない地域って。

○**矢島情報政策課担当課長** ですけども、小さいまちですので、逆に目が行き届くということがあるのかなと思います。

○**関根会長** とにかく、自分たちが住んでいる市の状況というものを、ちょっとでも改善していくということが、全ての人よりよい暮らしを受けるということにもつながっていくし、当然、市の財政の効率化というところにもつながっていくはずだとは思っているので、ここだけお金かけるというのであれば、何かここを変えていくというのは必要なんだろうなどは、僕は思っているんですが。

これは、本当に皆さんでいろいろご意見はあることなので、これに対して結論を出すつもりも一切ないので、各委員がいろいろ言っていただければいいなというふうには思っています。

それで、あと、何かありますか。ほかにご意見って。

○鈴木委員 広報ずしは、ここ2年はよく読んでいます。いつもありがたいと思っています。

ちょっと広報誌と離れますが、横須賀市には横須賀市民大学というのがあります。カルチャーセンターみたいなものです。それから、横須賀市自然・人文博物館も市民向け講座をやってくれています。横浜だと県立博物館、今ちょっと工事中ですけど。その他、鎌倉だと、鎌倉萌という講座イベント冊子がありますね。

逗子には、そういうハードが少ないんですね。

シビックプライドの観点からみると、伝える対象となるハード面の拡充も期待したいですね。この年になると、地元や近隣の情報を求めるんですね。

2年前のそのとっかかりは広報ずしでした。記事を見て何だろうかと調べて、だんだん広げて今では大体把握しているつもりです。広報ずしはまんべんなく出来ていて、とてもよくできていると思います。紙質もいいですしね。カラーもカラフルですし、内容も何か洗練されている感じしますね。

○稲葉委員 鎌倉萌は、これは何か講座の紹介なんでしょう。

○鈴木委員 市役所が出しているんじゃないかもしれませんね。そうですね。

○稲葉委員 あの講座も人が集まなくて困っているんでしょう。あれで。

僕が企画したやつだけれども、集まらなくて見てくれないからねとか。

○鈴木委員 他市のものだと逗子市民だと最初にはねられちゃうこともあるんですよ。

○関根会長 寂しいですね。

○鈴木委員 定員オーバーになると、最初に他市の住民がはねられちゃいますね。

○稲葉委員 鎌倉は箱がいっぱいあるから、鎌倉だけじゃなくて、あちこちのところでやっていますよね。

○鈴木委員 そうですね。

○稲葉委員 だから、それは。でも人数の。住民の数がめちゃくちゃ多いんだか

ら。

○鈴木委員　そうですね。

○稲葉委員　5倍ぐらいですか、逗子市と鎌倉というのは。

○鈴木委員　そうですね。

○稲葉委員　だから、向こうで5人集まるところ、こっちは1人しか集まらないということにしかならないので。

○鈴木委員　地元愛という意味では、高齢介護課がやっているのは65歳以上対象の運動教室も結構使わしていただいています。逗子市民限定ですし、こういうのもっと広報してくれるといいのかなと思いますね。

○稲葉委員　欲を言えば切りがないかもしれないけれども、それなりのあれはあると思っていますけれどもね、僕は。だから、もうちょっとこういう点が足りないとか何とかというのは、それこそ出して、こういう記事を出して欲しいとかね。

○鈴木委員　でも多分会長の提案はもうちょっと大きく深いところからだと思っているんで。

○関根会長　私、逗子好きなんです。だから、逗子好きというふうに思わない限り、市政になんか全く協力するつもりないし、ただ単に逗子に住んでいる人をいかにして、逗子好き、逗子に誇りをもてるそういった人をふやしていかないと、小さい逗子市を、どううまく運営できるのか、将来的に不安です。

○稲葉委員　余りきれいごとじゃ……。ばかり……。ではあると思うんですよ、入っているのは。逗子の財政はひどいですなんていうのは、全然出てこないでしょう。こういうのに。隠してしまっているから。

○関根会長　それは削りますよね。

○稲葉委員　問題ではありますね。だから、一部の人しかわからない。今逗子は、市がひどい状態であるとか。だから、組織はそんな問題でもあるんでしょうけれどもね。普通だったら、今の逗子の状態だったら、これが普通の会社だったら、当然、人員削減とか、給料カットとか、そういうふうになってもおかしくないような状態でしょ、今の逗子市は。申しわけないけれども。非常に。そういうことは別に、あんまり出てきませんしね。

○関根会長　そうですね。

- 稲葉委員 間違っていたらごめんなさい。
- 関根会長 いや、もう何でもありでしょう。何でもありですよ。
- 内田情報政策課係長 一応、ご参考までに、市のホームページを開いていただくと、トップページの特設のぱっとわかるところに、先ほどの総合病院と緊急財政対策。あとは、子育て、子育てのポータルサイトと、それから生涯学習のページ、市民活動サイト。というやつがぱっと。
- 稲葉委員 出ていますね。
- 内田情報政策課係長 すぐ入れるような形にはあります。
- 関根会長 広報誌のあり方というものを、せっかくそこまでよくできているんだったら、もっとよりよく。そうでもないのであれば、よくしてもらおうということも含めて、この情報公開運営審議会として、情報提供の推進という観点から、情報公開条例第22条の解釈でも、広報誌の改善について、当審議会において意見を述べるができるという、先ほどの154ページに出ているので、次回以降の会議で、できれば次回で、この広報ずしのホームページの担当者の方から、現状の説明をしていただくような感じ、こういった意図があるんですよとか、ちょっとラフな感じでもかまわない。この委員会で意見を言っても構わないと思うし、言わなくてもいいと思うし、何が正しいかわからないし、私たち専門家でもないから。ただ、市民目線ということ、逗子が好きであるということを前提に、そういう説明というのをしていただくことというのは可能ですか。
- 矢島情報政策課担当課長 来年度以降の対応となりますけれども、所管と調整して、可能であれば、この会議に出席してもらえればと思います。そちらはちょっと調整してみますが。緊急の諮問事項等ありましたら、そちらのほうを優先させていただきますけれども。お時間許す限り、こちら出席してもらうように。
- 鈴木委員 例えば、北海道の伊達市というのは、流入人口で数年前に結構評判になりましたけれども、地域の中央に色々な施設が集まっているらしいんですね。歩いて行ける範囲内に。逗子では、高齢者センター、体育館、第一運動公園や交流センターは離れていますね。そういうのを埋めるような広報というのができるといいかなとは思うんですけれども。離れてても近くにある。

もう一つは、読者のターゲットिंगですね。市民のターゲットングはなかなか難しいと思うんですけれども、ときどきはシニア向けとかワーカー向けとか。

- 関根会長 今のおもしろい意見ですよ。
- 鈴木委員 市民全員に合わせていますからね。市議会だよりは別冊子で配布されますね。そういう形でもいいのですが。
- 稲葉委員 それだったら、市が運営しているバスがあるじゃない。それのもっと広告をしっかりと載せると、例えば、離れたところへのトランスポーテーションね。アクセスが。こういう方法がありますよとかいうのを言えば。離れているところはしようがないと思うんですよ。全部、市役所の周りに、全部建物を集めるわけにはいかないでしょうから。だから、離れているところに行くのは、市がこういう提供をしていますということが、どこにもないんですよ、実は。
- 鈴木委員 市役所から乗ると高齢者センターまで途中でおりれないですね。
- 稲葉委員 おりられませんね。途中で乗ってくる。
- 鈴木委員 途中から乗るのは可能だけれども。
- 稲葉委員 帰りはおられる。そこで。
- 鈴木委員 帰りはおられますね。
- 稲葉委員 途中から乗るのも。高齢者の高齢者センターに行くためだけのものですから、他の自分の家からとかそれはまずいでしょうからね。
- 鈴木委員 市役所の前から毎日出てて。
- 関根会長 1時間に1本ぐらいですか。
- 鈴木委員 2時間に1本ぐらいでしょうか。
- 矢島情報政策課担当課長 朝と夕が多めですかね。
- 関根会長 それ、どこへ行くのですか、市役所と。
- 鈴木委員 市役所と池子の高齢者センター間を通して結んでいます。高齢者センターを利用する人専用ですね。
- 稲葉委員 だから、ここから出るとき途中からでも乗れるんですよ。満員で乗れないときもあるけれども。逆に、高齢者センターから出て市役所まで行くんだけれども、途中でもおりられます。

だから、そういうのがあるということを知っている人は、高齢者センター、あそこは非常に不便なところですけども。

○鈴木委員 そうですね。週に一、二回他所からも出ているんでしょうか。

○島田委員 先ほど話のあった北海道の伊達市ですが、5年ぐらい前に、調査、研究で訪ねました。人口がふえているということで。それで、あそこでやられたのはコンパクトシティーづくりです。特に市長は建築業出身者ですが、いろいろ中心街の電柱や電線を埋めたり、高齢者住宅その他整備をしたり、よそから移住者が増えるように魅力的にし、主要な機能をコンパクトに集めて便宜を図りました。そういうことをやっていましたが、最近どうなっているかはわかりませんが。

○稲葉委員 人口はふえているんでしょう。いろんなことができますよね。

○島田委員 やっぱり、これから必要になってくるのは、広報におけるオープンデータ化だと思うんです。オープンデータというのは、行政にあるデータ、これは公共のものでありますから、これをオープンにして、それに対して、市民のためのいろんなアプリ、アプリケーションというか、これを提供をするサービスによってファンを外からも呼び込む、住民満足度を高める、そういう方法です。例えば、そういうことを一番日本で代表的な自治体として、福井県鯖江市というところがあるんです。メガネと繊維の街です。昔、元気がなかったんですが、最近非常に元気がいいんです。

それは、あそこでは既に200ぐらいの市のデータをオープン化して、それを民間の方、あるいは有志の方がアプリケーションをつくって、活性化で成功しているんです。

鯖江市の考え方は、基本条例の中で、住民は主役だ、市民は主役であると最初にうたっています。一番最初に出きたアプリは公衆トイレです。あなたに今一番近い公衆トイレはどこかということで、スマホで見れるようにしました。あるいは、消防栓が、どこにあるのか。本当に小さいことですけども、いろんなことを、大体お金を使わないでやっているんです。民間の知恵とボランティアを活用しています。そういう方によって、非常に活気があります。それはシティープロモーションそのものです。

○鈴木委員 今、逗子市は、オープンデータは出しているんですか。

- 内田情報政策課係長 はい。出しています。数多くないんですけども。
- 梅津総務部次長 今、ホームページに載せさせていただいているのは、市内の避難所と、それからA E Dの設置場所。それから、市内の公共施設。あと、今お話に出ました観光、公衆トイレの情報。あと、人口統計。そんな形で今は公開させていただいています。
- 鈴木委員 アプリはどうしていますか。
- 梅津総務部次長 アプリは、こちら側でつくるというのはないです。外の企業の方ですとか、あと、I Tの詳しい方がつくっていただけるという期待はしております。
- 関根会長 あと、広報ずしは、現在、携帯発信はしていますか。P D Fは見れますよね、ホームページで。携帯発信とかする仕組みは参加していましたか。
- 梅津総務部次長 今は、ホームページの作成支援システムのほうで、パソコンにはパソコンに合ったサイズで出させていただいて、実はこういったタブレットの倍率とタブレットの形に合わせて、スマホの場合はスマホの形に合わせているという。
- 関根会長 ただ、携帯への発信はないんですよ、まだ。
- 梅津総務部次長 携帯というか、どちらかというとスマホ。
- 関根会長 スマホでの発信はやっているのですか。
- 梅津総務部次長 やっています。
- 関根会長 やっているのですね。
- 梅津総務部次長 ただ、あくまでもウェブページとして。要するに、アプリではなくて、あくまでもウェブページとして、パソコンにはパソコンの画面に合わせて、スマホだったらスマホの画面に合わせてという形でやっています。
- 関根会長 特に、あとは何もございませんでしょうか。
- 稲葉委員 はい。
- 関根会長 全て、本日の議題終了しましたので、これで終わりにさせていただければと思います。
- 矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

本年度の運営審議会は、本日第2回目をもって終了となります。次回は、平成30年度の第1回運営審議会となりますけれども、開催時期としましては、6

月から7月を予定しております。具体的には、新年度になりましたらまたご案内させていただくことになるかと思いますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

午後3時37分閉会